

英米刑法における精神障害と責任能力の問題

大 谷 実

一、はしがき

責任能力を犯罪理論の構成において、いかに扱うべきかは、甚だ議論の多いところである。先ず第一に、責任能力を受刑能力、または、刑罰適応能力と解する新派の立場がある。しかし、責任を、少なくとも非難可能性を軸として構成しようとする見地からは、この見解は否定される。第二に、もしその前提に立つとしても、責任能力が、責任前提なのか責任要素なのかが争われている。第三の議論点は、責任能力を心理学的に構成すべきか、生物学的によるべきか、または、混合的方法によるべきかの問題である。特に精神異常（障害）者に関する責任能力の存否は、その基準が明確に設定しがたいことから、心理学、精神医学を援用することによって、更に研究されるべき課題を持っているといえよう。そうして、その認定方法においても、裁判官の評価活動に関し、訴訟手続上の難問を内包しているという点でも更に検討すべきものがある。

それ等の争点は、ともかく、責任能力の問題は、刑罰と保安処分の限界線を引くばあいの最も極要な課題として論議されるべきである、とわれわれは考える所以である。而して現実において受刑者の大半が精神機能の病的障害者であ

るといわれていることから、責任能力を単に犯罪理論上の問題としてのみ処理することは、反省する必要があろうかと思うのである。特に責任を人格的に把握せんとするわれわれの見地からは、刑罰を単なる応報としてではなく、その贖罪を通じての改善・教化として把握する以上、刑罰的手段に相当する能力者の観念は、われわれの立場からも考慮する必要があるのである。だが、それだからといって、今これらの難問を性急に解決しようと思うのではない。これから、わたくしが検討しようとしているのは、英米、特にアメリカにおいて、何十年来議論が交わされているマック・ノーム・ルール (M'Naughten Rule) の修正傾向に関するものである。これ等を、右ルールの発生から今日までの過程を、やや詳細に紹介して、現在の議論点を浮き彫りにし、それがわれわれの主題にいかに関係するかを述べみたいと考えている。而して、人格責任論の立場から責任能力の観念がいかに構成し得るかを展望せんとするのが、本稿の目的である。

本稿の資料として使用したものは、以下の著書及び論文である。

- Henry Weihofen; *The Urge to Punish* (1957)
- Mental Disorder as a Criminal Defence (1954)
- Isaac Ray; *The Medical Jurisprudence of Insanity* (1885)
- Kenny; *Cases on Criminal law* (1922)
- Helen Silving; *The Criminal law of Mental Incapacity* (Journal of Criminal law, Criminology and Police Science 1962)
- Herbert Wechsler; *The Treatment of Mens Rea in the Model Penal Code* (Annals of the American
- 英米刑法における精神障害と責任能力の問題

Academy of political Science 1962)

Paulsen and Kadisch; Criminal Law and Its Processes, 1962

11' M'Naughten rule の成立とその背景

現在、英米刑法において責任能力は、マック・ノートン・ルールによって規制されているといつても過言ではない。このルールは、一八四三年に以下の「J」とも経過を通じて確立したのであって、それまで、責任能力の判断基準は判例法上明確になつていなかつたようである。⁽¹⁾⁽²⁾

Jの原則の発端は、Regina v. Daniel M'Naughten 事件である。すなわち犯人M・ノートンは、自分が迫害の犠牲者であるといふ妄想を抱き、それで彼は、時の首相であるロバート・ピアーを暗殺することによって自己の不運に終始符を打とうとした。ところが一八四三年一月二十日、彼はロバートを歩行中射殺しようとしたが、誤ってロバートの秘書エドワードを射殺したといふものである。この事件につき犯人は無罪を主張した。すなわち事件当時、健全な精神状態になかつたといふのである。精神科医は、それについて以下のような証言をした。かりに当該事件のような病的妄想に陥つていたとしても、人によつては、正邪(right and wrong)についての道徳的観念(moral Conception)を有ぢ得たかも知れない。だが当該被告人のばあい、彼自身の自制力を越える妄想であつて、正邪判断能力はなかつたといふべきである。被害妄想狂の性質上、徐々に進行しながら突如として発作的に激情に駆られる。彼は妄想と関係する事柄については、自己の行為の判断をなすことはできない。このように述べた。

これに対して主任裁判官 Tindal は、陪審員に対し、「決定しなければならぬ問題は、当該行為時に、被告人が、

自己]の行為の不正 (a wrong or wicked act) を知見し得たか否かである」という意見を説示した。

陪審員は、精神異常による無罪と認定した。ノートンの無罪釈放は、イギリスの世論を紛糾させた。国民は、この判決に不満だったのである。そこでイギリス上院は、この問題の議会における審議を余儀なくされた。一八四三年六月一九日、主任裁判官及び全陪席判事が上院に出席した。かくて、ここで五箇の法律問題が提出され、その答弁においてノートン・ルールが明確になった。

上院に提案された法的問題は、次のようなものであった。

(一)ある特定の事柄または人に関して、病的妄想に陥っている者によって惹起された犯罪に関する原則とは、いかなるものか。例えば犯罪の実行の時に、被告人は、自己の行為が法に反することを知見し得たにかかわらず、病的妄想の結果、行為の実行に出た、というようなものであるのか。

(二)特定の事柄、または、人に対して被害妄想に陥っている者が被告人であるばあい、陪審員に提出されるべき固有の問題は何か。

(三)行為の実行のときの被告人の精神状態については、いかなる方法で陪審員に説示がなされるべきか。

(四)現実に存在する事実について病的妄想に陥り、それによつて犯罪を実行したとすれば、訴追し得るか。

(五)精神科医は、法廷に出席するまで被告人を全く知らず、ただ全法廷およびすべての証拠調べを通じて被告人を判断するに過ぎないが、かような専門医は、果して行為時の被告人の精神状態について意見を述べることが妥当か否か。さて、ノートン事件の性質上、主題は、病的妄想に限定されではいるが、上院に提出された右の五ヶの議題は、英米刑法上明確にされていなかつた精神障害と犯罪成立の関係を原理的に解決しようという意図が明らかに現われてい

る。特にその認定が陪審員に委ねられていることから、重点が陪審員との関係に絞られていたことは、当然であった。而して主任裁判官ティンダールの上院における答弁もそこに重点が置かれている。そこで、右の諸点に関するティンダール判事の答弁を紹介しておこう。

被害妄想というような部分的な精神異常者に関しては、若し彼が犯罪実行の時に、行為が不法性を有することを知見しているならば、行為の性質に応じて依然として処罰し得る、というのが第一の質問に対する意見である。第二・第三の点については、先ず陪審員は、いかなる事件においても、何人も正常な精神状態にあることを推定し、従つて、行為の実行時に、理性の欠除、ないし精神異常ににより自己の行為の、性質・内容・または行為の邪悪性に関する知見能力を喪失していたことは、被告の側において明確に立証せねばならぬ。かくして陪審員の判定基準は、被告人が正邪の判断能力を十分具備していたか否かにある。第四点に関しては、第一の原則がそのままあてはまる。但し、その現存する事実が正当防衛の要件を具備すれば、問題は別なのであって、ここでは妄想の異常性が検討されるだけである。次に、第五点に関しては、専門医の科学的判断は、陪審員の認定資料として貴重であるが、正邪知見能力は、單に科学上のものとは限らないが故に、正確に彼等の意見を採用することは妥当でない。但し、科学的事実の判断について当事者に異論がない場合、それを認めるることは便利である。⁽³⁾

右の五ヶの答弁において《right and wrong test》の原則が確立したわけであるが、こゝで特に重視されなければならないのは、第一・第三点の意見において現われている、行為の性質 (nature) 内容 (quality) 正邪 (right and wrong) の知見能力をもつて責任能力と解する意見である。これは、心理学的な概念構成として類型化し得るものといえるであろう。

ところで、正邪テストとして表現されるマック・ノートン・ルールは、その後、イギリス、アメリカ、オーストラリア等で支配的傾向となつたのであるが⁽⁴⁾、今や、後述するごとく、英米両国において漸次修正ないし廃棄されつつあり、特に精神医学者は、真向うから反対の立場をとる。では、その主たる理由は、奈辺に存するのであろうか。

たしかにノートン・ルールは、知見能力 (capacity to know) に重点を置くのであった。すなわち、人間の行為は、知見を出発点とし、知見によって支配されるという前提に立ち、この知見能力の欠除こそ、精神異常者の特質であると考へる心理学に基盤を置いている。そしてここにおける最も重大な欠陥は、人間の唯神的、理性的把握の独善にある。つまり、行為の情緒的要素および生物学的要素を排除した主知主義的見解は十九世紀における心理学の特質であったが、その反映として、右の正邪テストが生まれたことは、十分に考へ得るものと思う。例えばウェイホーンはこの点について「大部分の精神医学者は、ノートン・ルールに不満を示している。その主たる非難は、要するに、行為の内容、性質、およびその邪悪性の知見無能力が唯一の精神障害の徵候であり、そして、それが行為の指導的役割 (integrator) を果すものと考え、その結果、知見能力こそ、責任能力の唯一の標準であると考える、その前提の誤謬に関して向けられている」「現代の心理学は、理性、感情、衝動は別個に機能するのでなく全体的に相互依存関係にあって統一的な人格を構成していると考えている」と述べている。而して、かかる主知主義的な責任能力概念では、所謂、衝動に基づく行為についての責任能力の存否が正当に把握し得ないとされたのである。

ところで、正邪テストにおいては、行為の内容、性質、邪悪性に関する知見能力は、陪審員によつて一般的に推定せられ、その不存在の立証は被告人の負担すべきものとされ、更に、それは鑑定証人の判断をそのまま受け入れるべきでなく、あくまで陪審員の法的判断に委ねるべきだとされたのであった。そこで、陪審員に対しても責任無能力の裁

決を得るためにには、いかにすべきか、特に責任能力が主知主義的に把握せられるならば、当然そこに規範的な、いわば評価的要素が介入せざるを得ぬことになることから、その基準は極めて不安定とならざるを得ない。

そこで、そのような曖昧性を除去するために基準を設定する必要があるわけであるが、右の正邪テストは、果して、この要請に応えたであろうか。

先ず第一に「行為の内容および性質」という表現は何を意味しているのであろう。例えば、モデル刑法典の表現を借用すれば「妻を窒息させるとき、レモンをしぼりだしているのだと信じている狂人は、明らかに行為の内容、性質を知見しているといえない。ところが、妻を殺すことは神の命令であり、それが人類救済のためだと信じて妻を殺したばかりは、どうか。彼は行為の物理的意味を知見している。だが行為の性質を知見しているといえるか。こう見てくると行為の内容、性質の知見ということは甚だ曖昧だとすべきである。⁽⁶⁾更に正邪の概念自体もあやしい。何が正であり邪であるかは、法的、道義的、更に宗教的に考え得るからである。そうして最後に〃知見能力〃という、この原理の鍵とされるべき用語、及びその判定基準自体が明確でない。されば「同一の管轄区域でおそらくアメリカ程、基本的問題について反対意見が簇出し、矛盾する判決が出る国はないであろう」という慨嘆がもらされることになるのである。そうして責任能力の問題が、とりわけそうである、と。このような見解は、精神医学を尊重せんとする刑法学者の一般的意見であるといえようが、要するに、ここでは、主として責任能力存否の判定基準をより明確にし、また、陪審員の裁決が過誤に陥らないように、できる限り単純化すべきであるとするのが、伝統的な正邪テストに対する不満となつて現れているのである。

ところが、アメリカにおけるノートン・ルールへの不満は、実は精神医学者の強い推進力によつて表面化したので

ある。われわれは、右のノートンルールの問題点を念頭に置きながら、その間の事情を検討してみる所とした。

(1) M・ノーベルが確立するまでは、すなわち一九世紀の四半期までは、責任能力は、「善、悪の区別」能力 (to distinguish good and evil) を基準とし、それを “wild beast test” と称していた。(Paulsen and Kadish, criminal law and its process, 1962, p. 319.)

- (2) アメリカでは、今日、二八の管轄地区がこれに則しており、イギリスでは死刑について、これを廢棄している。
(3) Kenny, Cases on Criminal law, p. 43.
(4) Weinhofen, The Urge to Punish, p. 174.
(5) Weinofen, op. cit. p. 14.
(6) Model Penal Code., comments. sect. 401.
(7) Waelder, "Psychiatry and Problem of Criminal Responsibility" p. 101.

III. Ray's rule (レイズルール) 及び ハーベンシャー・ルールの概略と問題点=新法則への胎動

(1)

ノートン・ルールの科学的根拠が、かなり疑わしいものであり、また、その解釈および適用においても、極めて困難が伴うことを最初に提言したのは、アメリカの精神医学者アイザック・レイ(Isaac Ray)であった。⁽¹⁾彼は、それまでの「善悪の区別」テストが不適であることを、すでに一八三八年に指摘し「精神病についての医学的法律学」(The Medical Jurisprudence of Insanity) の研究を公刊し、責任能力の判定テストに関し多大の関心を示していた。

レイは、先ず、あらゆる判定テストを廃棄して、それに代えて「刑事案件においては、精神病者は、彼の行為が精

神障害の直接または間接の結果でないことを証明されなければ、刑事上の責任を問われるべきではない」という単純な原則を樹立すべきである、と提唱した。従つて陪審員に、犯罪行為が精神障害に基因するか否かを決定することを認めるべきだというのである。また一八五〇年には、「精神障害者についての法的関係を規制する法律案」を提案した。この提案において彼は、精神病についての民事上の義務について論じ、そうして被告人が、審理にとって、不適当な精神状態にあるばあいは、常に一定期間被告人を精神病院に送致すべきであるとしたのであった。その後、右の提案をアメリカ精神病協会 (The American Psychiatric Association) に提案し、一八六四年には同協会が彼の提案を採択し「精神病者は、犯罪行為が精神障害の直接間接の結果でないことを立証されない限り刑事责任を負わされない」というレイズルールを確認したのであった。ところが、レイ法則は、実際には、殆んど適用されることがなく、精神病協会の採択も全く効果がなかった。これは、ウェイホーベンも指摘しているように法律家の保守的性格が、新しく展開されている心理学、精神医学の業績に耳を傾けさせなかつたからであるといえよう。⁽³⁾ だが、法原則に対し科学者が積極的提言をなしていることは、アメリカの法に対する関心が、いかに高度なものであるかを物語るものといえよう。

レイは、単に医学界のみならず、その運動を法律実務界に対しても積極的な働きかけをした。すなわち、彼は、ニューハムブリッジャー最高裁判所判事チャールス・ドゥ (Charles Doe) に対し数年間書簡を送り続け、それは今日「ムーウ・レイ書簡—精神病に関する法についての先駆的共同研究」(The Doe Ray Correspondence; A pioneer Collaboration in the Jurisprudence of Mental Disease) と題して出版せられている程である。かくして、このことが、縁由となって、レイの法則は、見事に裁判に適用されることになった。すなわち、その発端は、一八六六年の

Boardman v. Woodman 事件の判決で、ドウが「妄想は精神障害の徴候かテストかという問題は、事実問題であり法律問題ではない」と主張したことに始まる。従つて、陪審員に対し、精神障害の問題につき trial Judge が法律問題として説示をなすことは、誤りである、というのである。更に三年後、ドウは主任裁判官ペーレイ (Perley) に彼の見解を持ち込み、その結果ペーレイは、彼が事実審を担当した事件で、陪審員に対し「あらゆる精神障害の徴候およびテストは、純粹に陪審員によつて決定されるべき事実問題である」と説示した。⁽⁴⁾ 従つて例えば殺人罪が精神障害の結果であると判断したならば、精神異常による無罪と裁決すべきだとしたのである。右に述べたように、アメリカでは、レイの熱情的な活躍によつて、精神医学に基づく原則が実務界に採用されることになったのであるが、その出发点となつたのが、まさにニューハムプシャー州の最高裁判決であった。これは、後述するごとく、後に「精神病所産テスト」へと発展することになるのであるが、その前に、もう少し、レイの法則及び、ニューハンプシャー最高裁判所の判決の意義を検討しておきたい。

すでに述べたように、M・ノートン・ルールの責任能力概念は、主知主義的構成に基づくのであり、従つてその認定においては、陪審員にとって、かなり困難な面を有していたといふことができるるのである。これに対して、レイは、人間行為の心理学的、精神医学的見地から、生物学的、情緒的観点に立脚し、精神病者の責任能力の認定方法として、行為が精神障害の直接間接の影響のもとになることを原告の立証責任となし、陪審員の認定は全くの事実問題としたのである。ところで、レイも指摘するように「精神異常者の心理は、道義的弁別力を完全に奪われているのではなく、多くの点で完全に理性的であり、健全な調和のとれた心理を示すのであり、そのことは今日極めて明白なのであって」⁽⁵⁾ それに疑念を持つ余地はないのであるが、そうとすると具体的には、かかる道義的弁別力が存在しながら、異常な心

理活動による、すなわち、例えば抗拒不能の衝動等による犯罪行為についての責任能力が問題とされることになる。ところが、かような異常性の認定は鑑定証人に依存せざるを得ないのであるから、陪審員の有罪無罪の裁決は極めて容易になるものといわなければならない。だが、問題は、いかなるばあいに精神障害の影響に基づく行為といい得るか、といふのである。この問題をより精密に論じてゐるのは、ニューハムブンチャールールを踏襲したダバム事件の判決である。そこで以下にダバム・ルールをやや詳細に紹介しておきたい。

- 註(1) 彼は、精神医学と、法原則に関する研究者として有名である、なご Overholser, "Pioneer in Psychiatry: Isaac Ray," 45. J. Crim. L. and Criminology. 249 (1954).
- (2) Ray, The Medical Jurisprudence of Insanity (3rd ed., 1855). §41, p. 58.
- (3) Weihofen, op. cit., p. 134.
- (4) State v. Pike, 49. N. H. 339. (1869) その後、一八七一年には、State v. Jones 事件で、同様にニューハムブンチャールールが適用された。
- (5) Ray, op. cit., p. 47, 34.

四、ダバム・ルール及びイギリス王室委員会の決議＝新法則の確立

レイによって提唱された「精神病の所産テスト」は、ニューハムブンチャーレで適用されたが、その後、全く顧られることがなかつた。しかるに一九五四年に突然、レイブルールを更に徹底した形式において、コロンビア地区控訴院で適用されたのであった。これは、責任能力の心理学的構成から生物学的構成への一大転換を意味するものゝしや、正 ポックを劃かねるものとせられてゐるのである。⁽¹⁾

では、その内容は、いかなるものであつたか。

モンテ・ダハム (Monte Durham) は、陪審を経ずに地方裁判所で強盗罪の有罪判決を受けた。法廷で主張された唯一の弁護は、ダハムが犯行時に不健全な精神状態にあつた、ということであった。そこで次の理由において判決が破棄されるべく控訴されたのである。すなわちその第一は、第一審が精神障害についての弁護に関する举証責任ついて現行のルールを適用しなかつたこと、第二に刑事責任特に責任能力に関する現行の基準は無効であり廃棄すべきこと、この二つである。ここでは、第二点に関する控訴院の判断を略述することにする。

「われわれは、絶対的標準としての正邪テストは第一に、精神医学的な現実と科学的知識を十分に考慮せず、第二に、それは一ヶの徵候にのみ依存し、その故にあらゆる事情において、正当に適用されがたいという理由において適当でないものと考へる。われわれは、ある明白なテストを採用すべきであると思う。コロムビア地区においては、刑事责任についての基準形式に関しては、裁判所に委託されており、従つて新しい基準を採用するに當つて、われわれは固有の権限行使する。ところで、われわれが今採用する法則は、この事件の再審理においても適用されるべきであり、一八七〇年以来ニューハムプシャーによつて承継されてきている原則と同様なものであつたならば、被告人はもし彼の違法行為が精神病的欠陥の所産であつたならば、刑事上の責任を負わないとすることは、単純明瞭である。」
では、"精神病" および "精神的欠陥" とはいかる意味をもつか。

「われわれは、精神病 (mental disease) という用語を進行したり回復したりすることが可能なものと考え得る状態の意味で用い、また欠陥については、そのどちらもが不可能で、しかも外傷の結果とか、肉体的・精神的疾病の後遺症と同様なものとして考へてゐる。」⁽¹⁾

さて、右の如く精神病または精神的欠陥の所産としての犯罪行為に関しては、責任能力が存しないものとして、無罪の裁決がなされるべきなのであるが、では、具体的には如何に認定されるのであろうか。

「不法行為が実行された時に、精神病又は精神的欠陥の状態に被告人があつたとする何らかの証拠が存するばあい、常に、裁判所は陪審員に対して、被告人が有責か否かの決定を説示しなければならぬ。われわれは、あらゆる事件に適する、また拘束力のある説示を下すことはしないし、現に不可能であった。だが、今説明している法則のもとでは、何らかの方法で陪審員に対し以下のような説示がなされるべきである。すなわち、もし陪審員が、被告人は訴追されている行為の時に精神病または精神的欠陥の状態になかったという合理的な疑いを超えた確信に達したばあいに、有罪を認定をすることができる。それに対して、精神病または精神的欠陥が存したこと、または、犯罪行為がかかる異常性の所産である、ということについて、合理的な疑いを超えた確信に達しないばあいは、精神障害による無罪と認定すべきではない。」

ところで、精神障害についての明白な証拠が存すれば、必らず、当該行為について無罪の裁決が得られるのであろうか。

「被告人が精神障害に陥っていることを認定しただけでは、なお完全なものではない。若し精神異常と行為との間に因果関係が存在しないならば、依然として当該行為については有責なのである。従がつて陪審員は、証拠からそれを判断しなければならない」「西洋の法的道義的伝統は、自由意思に基づき惡意で法を侵害する行為を実行した者が刑事責任を負うべきである、ということを要求している。一方、われわれの伝統は、かような行為が精神病または欠陥の所産であるとするならば、道義的非難は及ばないのであるし、いかなる刑事责任も存しないという前提にたつて

いるのである⁽²⁾

さて、右の如き「精神病所産テスト」は、では、いかなる意義を有するであろうか。すでにわれわれが見てきたように、ニューハムブシャー州において認められた「精神病の影響テスト」は、ダハムルールにおいて、その手続上、又、適用上極めて鮮明になつたといえるであろう。そうして責任能力の構成においては、主知主義的見地から生物学的構成的一大転換を意味したのである。それで、この原則は、実際の刑事案件で精神医学者による鑑定が行われるばかりでなく、行為者の心理的要素を排除して、単に被告人の精神状態に関する判断があれば、責任能力の存否が確定するという意味で極めて便利である。しかも英米の如くその判断が陪審員に委ねられている法制のもとにおいては一層そうである⁽³⁾。他方、右の精神病所産テストが関心を惹くもう一つの理由は、受刑能力との関係において、犯罪人をいかに処遇するかについて、このテストの役割が極めて重要であると考えられているからである。かようにして、「精神病所産テスト」は、アメリカにおいて国民的関心を惹くことになつたし、また、コロビア地区控訴裁判所においては、その後、このルールが適用されている。またメイン州においては、立法上、この原則を採用することになつたのである。

しかし、この「精神病所産テスト」に対しても、なお、様々な反論がなされたことは、当然のことであった。その最も強固な批判は、アメリカ法律家協会の立案した「モデルペナルコード」のコメントであるが、それについては、章を改めて論ずることとし、ここでは、若干の顯著な論策に注目してみよう。右のルールに対する批判は、概ね、つぎのようなものに類型化することができる。

その第一は、若しダハムルールに従がうならば、刑事裁判において、精神障害の抗弁数が極度に増加するのではな

いか、という懸念である。これは、主として実務家から提出された批判である。げだし、精神病の所産という事実を基準とすれば、多かれ少なかれ、因果的に犯罪は精神障害を原因とするものだと考えられるであろうからである。と同時に、この疑問の中には、精神障害でないのにそうであるかの如き態度を示す虚偽の精神病者を生みだすであろうという懸念があることも争えない事実である。だが、この批判に対しても、現在、ニューハム・ブシャー、コロンビアの両州において責任無能力に関する抗弁数は殆んど増加せず、また、それによる無罪数も増加していないという実務報告が得られている。⁽⁵⁾

つぎに、その第二は、刑罰の応報的性格が全く埋没してしまうのではないかとする批難である。⁽⁶⁾ すなわち單に精神障害という事実的理由で責任を解除することは、社会正義に合致しないという異論である。このような応報的刑罰觀は、今日、アメリカでかなり強固なものであるが、ウイツガーラルドによれば、かかる危惧は、精神病法を適切に執行することによって解消し得るであろうとされている。

更に、この新ルールは、基準がルーズで、ノートン・ルールを拡大することになるという技術的批判があるが、右の諸々の不満は、要するにこの技術的な問題を出発点とし、従がつて処罰が公正を期しがたいというところに帰著している。だが問題は、「処罰に適するものは如何なる者か」という課題こそ責任能力の主題だということであって、そうとすれば、結局、生物学的判断によつて責任能力を決する他に道はないようと思われる。

さて、以上、簡単にダハム・ルールを検討してきたのであるが、それと相接してなされたイギリスの死刑に関する王室委員会の報告もまた、M・ノートン・ルールを否定するものであった。以下、若干、この点にふれておきたい。一九四九年から発足し一九五四年まで継続した死刑に関する王室委員会 (The Royal Commission on Capital Punis-

hment) は、一九五四年に死刑に関する決議をなし、そこで M・ノートン・ルールに触れて以下のように述べている⁽⁸⁾。

「M・ノートン・ルールに対する主たる非難は、それが現代の医学に調和していないことにある。けだし、現代の医学は、心理を独立した要素に分けずに、つまり、知、情、意、全体として考え、従がつて精神障害を、全体としての心理の活動として考えるからである」と述べ、次のように指摘する。「もしだ大部分の精神病患者が規則によつて禁止されていることを知らないとしたならば、精神病院における現代的処遇をなすことは不可能であり、同時に秩序と規律を維持することもできない。イギリスの多くの事例で有罪だが精神障害者であるという裁決を検討してみると、被告人が実際に自己の行為が悪なることを知らなかつたとされたケースは非常に少なかつた」と述べている。これは、精神障害者であつても、自己の行為の正邪知見能力があることを物語ついている。このようにして、M・ノートン・ルールの適用しがたいことを述べ更に、かつて「正邪テスト」を修正するものとして現われた「抗拒不能の衝動」テスト (irresistible impulse) に触れ、それは例えば、鋭い内面的矛盾の後に、精神障害によつて行われた犯罪に適用しがたい不合理があるとして排除し、結局「精神異常は、その性質、強弱、精神異常者の性格更に行爲に対する影響等において、極めて多様である。精神異常者が犯罪を犯すばあい常に犯罪原因にその異常性が作用していることは間違いない。そして、一般的に云えば異常が大であれば、それ丈、それによる犯罪も重罪となり、犯罪と精神異常の因果関係は、一層強度になるといえよう。だが、この緊密性は個々の事件の証拠によつて認定せられるのであって一般的な医学上の原理に基づいてはならない」として、恰かもダハム・ルールと同様の見地に立脚したのであつた。もつとも、王室委員会の見解は、「精神障害と犯罪との間に何らかの因果関係が存すればよい」という形式なのであつて、「精神病所産テスト」より一層徹底したものであるといえるであろう。そうとすれば、当然、被告人は精神障害者である

が、犯罪と精神障害とに何らの関係も存しないばあいはどうか。ところが疑問が生ずるであろう。その設問については、犯罪と異常性には必ず因果関係が存在するという前提に立脚してゐるのであって、このよだな疑問は成立し得ないとするのが決議の立場である。もつとも、この形式は、死刑が適用される犯罪に限定して考慮されているのだから、それ程問題は存しないのかも知れないが、果してこのおで基準を拡大し得るかどうかは、甚だ疑問であろう。

ところで、イギリスの死刑に関する王室委員会の決議に基づいて、イギリスでは、一九五七年に「イギリス殺人罪法」を制定した。すなわちそれによると「人が他人を殺す」または殺害に加担したばあい、もし、殺人行為または加担時に彼の心理的責任を実質的に減少せしめるよだな精神異常に陥つていれば、殺人罪の有罪判決はなされない」

(When a person kills or is a party to the killing of another, he shall not be convicted of murder if he was suffering from such abnormality of mind as substantially impaired his mental responsibility for acts and omissions in doing or being a party to the killing, § 2, (1)) ふじわらのである。

やむへ、ここに所謂「心理的責任」(mental responsibility) とは、「法的責任」を意味し要するに M・ノートン・ルールを基準としているのを指すのであるが、それは、正邪の知見能力を指すのでなく、合理的判断及びそれに基づいて物理的行為を支配する能力を規定してゐるのであって、その意味でノートン・ルールは否定されるわけである。⁽⁹⁾ かくして、この心理的責任を実質的に減ずる異常性は、一般の用語で云えば、精神病である、とされてゐる。このようにして、王室委員会の形式とは、若干趣を異にし、依然として正邪テストの観念は残されているが、その実質は、結局、責任能力を事実問題として扱う方向にある、といえるであらう。

ところや、われわれは、よだやくアメリカの模範刑法典の立場を検討する段階に到達した。今までの研究を締めく

～の意味で、必ず繩命に回るヤバい事態である事務。

- (1) Durham v. United States. (United States Court of Appeals, District of Columbia Circuit 1954), See, Paulsen and Kadish, Criminal law and its processes, p. 317~324.
- (2) Weihofen, op. cit., p. 33.
- (3) Wechsler, On Culpability and crime (The Annals, crime and the American Penal System 1962), p. 39.
- (4) Washington Evening Star, oct. 7, 1954, p. A-24.
- (5) Weihofen, op. cit., p. 133.
- (6) Wechsler, "The Criteria of Criminal Responsibility," 22. U. chi. L. Rev. 367. (1955).
- (7) Fitzgerald, Criminal law and Punishment. 1962. p. 131~133.
- (8) Paulsen and Kadish, op. cit., p. 328, 330.
- (9) Paulsen, op. cit., p. 333.

五、模範刑法典の形態論の諸問題

アメリカ法律家協会の立案した「模範刑法典」(Model Penal Code)は、現実のアメリカにおける刑事法の分野での理論上、実務上の問題点を網羅的に検証し、成文化する試みをしているが、その中で特に詳細な研究が行なわれている領域は責任能力に関するものである。しかし、その主たる課題は、伝統的なノートン・ルールの存続を容認すべきか否か、やつしゆ否定やむるかのむれば、現在、急に抬頭して来たダブル・ルールに則すべかの問題である。では、模範刑法典は、精神障害と責任能力について、いかなる規定を置くのが。

「(1)人が、もし精神病もしくは精神的欠陥の結果として行為したとき、自己の行為の犯罪性を判断し、または、

自己の行為を法の要求に適応せしめ得る実質的能力を欠くばあい犯罪行為についての責任は存しない。(A person is not responsible for criminal conduct if at the time of such conduct as a result of mental disease or defect he lacks substantial capacity either to appreciate the criminality of his conduct or to conform his conduct to the requirement of law. Sec., 4. 01.)

(2) "精神病もしくは神精的欠陥" という文言は、反復的犯罪またはその他の反社会的行為によつて示されたにすぎない異常性は含まない⁽¹⁾

さて、右の立案についての問題点は、要約すると以下のようなものである。先ず第一に、それは、正邪テストの本質を墨守していながら、用語の使用法を変えていふところ、第一に、正邪テストに対し意思能力の減却 (impairment) を防禦方法として認めてゐることである。すなわち前者の用語上の相違に著目すると、その最も顕著な点は、正邪テストが單に行為の性質、内容、邪悪性の知見能力を問題としたのに対し、これでは、法の要求に適応せしめ得る "実質的能力" の概念を持ち込んだことである。だから、その意味では、正邪テストが認識能力を軸として構成したのに対し、ペナルコード形式は、更に意思能力を加味したものといふことができるのであつて、前者の形式を数歩前進したものとの評価がなされるのは、当然であろう。だが、翻つて考えて見ると「その(模範刑法典)⁽²⁾形式は、精神医学的に正当である。だが、正邪テストについての古くからの議論点であつたいわゆる陪審員に対しても明白な一定のルールを与えることこそ重要である、という問題は、一体どうなるのであろう。」といふ疑問は、当然提出されるべきであろう。けだし、いわゆる「実質的能力」という曖昧な観念を基準とするならば、陪審員は、実質的なばあいと、しかるべきばあいをどうして区別し得るのか、これでは、問に答うるに問をもつてする類であると批

判されても仕方ないからである。

だが、われわれは、更に、モデル刑法典が右条文の前段において、ダハム・ルールの精神病所産テストの観念を容れつつ、なお、後段においてノートン・ルールの基本的立場を導入して、更に法の要求に従がつて行為する能力の観念を並列的に配置しているところに不可解なものを感じるのである。というのは、そもそも、精神病の所産としての行為が認定される以上、行為の犯罪性の知見（判断）能力、更に適法に行行為する能力を認める理由が明らかでないのである。もつとも、この点については精神病所産テストの適用によって生ずる責任無能力拡大への危惧が、このような結果を生んだともいえるであろう。さるからに、立案者の一人であるウェクスラーは、次のようにいう。「ダハム・ケースの所謂、精神病所産テストよりは、模範刑法典の形式が秀れているという理由は、主として行為と精神状態との関係を叙述するに当つての『精神病の所産』という述語の曖昧性に存する。」とされ、そもそも、行為者の精神障害もしくは欠陥が犯罪行為を誘発したのかどうか。そしてその故に、異常性はなかつたが、犯罪を実行したということが立証されない限り、有責性は存しないということになると、かなり危険な結果を生じ、責任無能力概念の不当な拡大になると警告しているのである。その理由として第一に、被告人の意識、無意識生活に重要な影響を与えるほどの異常性は、ダハム・ルールによれば、一定の条件下では必ずしも一定の行為に出るという必然性を持つことになるし、第二に、一定の精神障害者は一定の行為に必らず出るということになるので、到底肯定しがたいといふのである。⁽³⁾だが、わたくしは、このような反論にもかかわらず、精神病所産テストの方が基準として明確であり、折角、責任能力は事実問題であるとしたダハム・ルールを一步後退させるものであると思うのである。而して、ウェクスラーは、精神病と犯罪行為との関係を「所産」（Product）という述語で表現するのは曖昧であると非難するが、それならば「実

「質的能力」の曖昧性は、いかにするのか。この点、やすがに注意深い説明がなされている。すなわち、模範刑法典は、この所産テストの曖昧性を除去するために「行為及び自己抑制に関する特殊な精神医学上の能力に焦点を合わせて、精神障害及び欠陥を」考慮しようとするのである。ところで問題となつてゐる『実質的』という語に関し「実質的といふのは、量を示す語であり、その文脈上、行為者が行為を知見し制御する能力を有しない以上、責任がないといふ』、そのばあい、通常人の標準によつて測定すべき』とは明白である。もゝとも、量それ自体は、目盛で測定する訳にゆかないが、その日指す意図は、全く明確であつて』陪審員の判断基準として妥当だというのである。だが、これとても責任無能力の確定基準としては、何等、積極的提言をしてはいるわけではないのである。

だが、責任無能力の問題のあとには、「部分的責任」(Partial responsibility)の問題が待ち受けている。「精神病所産テスト」では、明確にしがたいこの領域に対し、「実質的能力」の観念を持ち込んだ』とは、この種の研究に問題を投じたものと評する』ことができるであらう。ちなみに模範刑法典の立場が、イギリス殺人罪法と同一の立脚点にあるいふば、立法化の際に採用される現実的立場として、中庸を保たねるを得ない事情が理解できて興味がある。⁽⁵⁾

註(1) Model Penal Code, § 4. OI. (Tent. Draft No. 4, 1955; Proposed Final Draft No. 1, 1961)

(2) Wechsler, op. cit. p. 40., cf. Weihofen, op. cit. p. 63~64.

(3) Wechsler, op. cit. p. 39.
(4) Wechsler, op. cit. p. 40.

(5) Paulsen, op. cit. p. 351., English Homicide Act, 1957, §. 2.

(1) Where a person kills or is a party to the killing of another he shall not be convicted of murder if he was suffering from such abnormality of mind...as substantially impaired his mental responsibility for acts and missions in doing or being a party to the killing.

六、むすび

以上、われわれは、責任能力に関する英米法の諸原則と、その変遷をスケッチし、その問題点を検討して来たのであるが、この研究の終章の課題として、責任能力の将来を展望して見たいと思う。

マック・ノートン・ルールで採用せられた主知主義的責任能力概念は、ニューハムプシャー・ルールでは生物学的に構成され、モデル・ペナル・コードでは、混合的に把握せられたのであるが、それ等は、いずれも難点を有つてゐるのであつた。そうとすれば、英米における責任能力の将来は、奈辺に落着くのであろうか。模範刑法典は、アメリカ法律協会という組織を背景に優秀な学者、実務家を擁して作成されたのであるがゆえに、その一般に与える影響は極めて大であり⁽¹⁾、現にイリノイ州刑法（一九六二年）は、モデル刑法典の規定を採用したし、更に学者は、今後の方向にとつてモデル刑法典は決定的役割を果すであろうとさえ述べている程である⁽²⁾。

だが、わたくしは、結局、「精神病所産テスト」が最後に支配的になることは疑いないと予想する者である。といふのは、元來、責任能力は、行為者の内心的能力に関する問題であつて、明確な認定基準は得がたい性質のものである。にもかかわらず、第一に被告人にとつては有罪・無罪の分岐線となるものであり、第二に、他人の内心を確定する基準が明確でなければ、先例に矛盾する判決が生じ、やがて陪審裁判を不可能にし法的安定性を破壊することになるし、更に、明確な基準があれば、訴訟経済上無意味な訴訟をする必要がなくなる等々の観点から確定的標準が、どうしても要請されてくる。だが、たとえ、いかなる明確な原則が得られたとしても、評価活動を許容するような性質のものであつては、結局、不明瞭・不安定なものといわねばならない。そうとすれば、責任能力を事実問題として

構成するダハム・ルールの立場に落ち着かざるを得ないことになるであろう、と考える。

かかる事情は、何も陪審裁判制度を採用する英米に固有の問題でなく、同時にわれわれの課題であるとも思うのである。もちろん、それは、心神喪失、心神耗弱に限定しての問題であるが、このばかりでも、やはり認定基準は明確でなく、むしろ心理的要素を排除して、生物学的見地に立脚する方が、より妥当であると思うのである。⁽³⁾しかし、わたくしは更に別の角度から、精神病所産テストを評価し応用したいと考えている。

それは、折々に触れて來たのであるが、責任無能力は、保安処分に連結しているということである。われわれの責任についての見解は、要するに、法的情操の頽落に対する非難と、その非難を通しての向上を期待することにある。その手段としての刑罰は、それに相当する精神状態のものでなければならぬ。けだし、正常な人間は、法を遵守する人格を形成すべく義務づけられているのであって、異常者に対するかかる法的義務づけは、排除していると考えるからである。かようにして、生物学的責任能力概念は、非難を軸とする責任観念からも容認し得るのである。まことに「責任能力の問題は、それじたい、責任そのものに属する問題であるが、同時に、それは精神障害者に対する保安処分という大きな問題につねに直面しているのである」⁽⁴⁾⁽⁵⁾

註(1) Weihofen, op. cit. p. 101., Stevenson, Insanity as a Criminal Defence, Id, 731. 51.

(2) 団藤・「責任能力の本質」（刑法講座第三巻）四八頁参照。

(3) 植松教授は、かかる考えに強く反対される。植松・「責任能力」（刑事法講座第二巻）二八二頁。

(4) 团藤・前掲論文、四九一五〇頁。

(5) 拙稿・「刑罰量定基準と人格責任論」（同法第八四号）参照。